

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 指定福祉型障害児入所施設の管理者による懲戒に係る規定を削除することとします。
(別表第1関係)
- (2) 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、利用者の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の点検、従業者、利用者等に対する日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずることとします。
(別表第1関係)
- (3) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認することとします。(別表第1関係)
- (4) その他
 - ア この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1～9 省略</p> <p>10 人権への配慮等</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 管理者は、利用者に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、または同条第3項の規定により懲戒に関しその利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。</u></p> <p><u>(4)・(5) 省略</u></p> <p>11～14 省略</p> <p>(新設)</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1～9 省略</p> <p>10 人権への配慮等</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(削除)</p> <p><u>(3)・(4) 省略</u></p> <p>11～14 省略</p> <p>15 <u>安全計画の策定等</u></p> <p><u>(1) 設置者は、利用者の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の点検、従業者、利用者等に対する指定福祉型障害児入所施設の外での活動、取組等を含む指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修およ</u></p>

15 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、指定入所支援を提供した日から5年間保存すること。

ア～ウ 省略

エ 第18項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

オ 第19項第2号の規定による苦情の内容等の記録

カ 第20項第2号の規定による都道府県への通知の記録

16～21 省略

び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。

(2) 管理者は、安全計画に従業者に周知すること。

(3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

16 管理者は、利用者の指定福祉型障害児入所施設の外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。

17 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、指定入所支援を提供した日から5年間保存すること。

ア～ウ 省略

エ 第20項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

オ 第21項第2号の規定による苦情の内容等の記録

カ 第22項第2号の規定による都道府県への通知の記録

18～23 省略

別表第2（第5条関係）

指定医療型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 別表第1第3項、第4項（第3号ウ(ア)を除く。）から第9項（第3号および第7号を除く。）まで、第10項から第20項（第3号および第4号を除く。）までおよび第21項の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、同表第3項第1号中「第9項第1号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第9項第1号」と、同表第4項第3号イ中「の支払」とあるのは「および当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額の支払」と、同号ウ中「(ア)から(ウ)まで」とあるのは「(イ)および(ウ)」と、同号ウ(ウ)中「(ア)および(イ)」とあるのは「(イ)」と、同号オ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「ウ(イ)および(ウ)」と、同項第5号中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費または障害児入所医療費」と、同表第5項第3号イ中「第8項第1号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第8項第1号」と、同表第12項第5号中「医療機関」とあるのは「他の専門の医療機関」と、同表第15項第2号イ中「第3項第10号エ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第3項第10号エ」と、同号ウ中「第5項第4号カ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第5項第4号カ」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別

別表第2（第5条関係）

指定医療型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 別表第1第3項、第4項（第3号ウ(ア)を除く。）から第9項（第3号および第7号を除く。）まで、第10項から第22項（第3号および第4号を除く。）までおよび第23項の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、同表第3項第1号中「第9項第1号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第9項第1号」と、同表第4項第3号イ中「の支払」とあるのは「および当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額の支払」と、同号ウ中「(ア)から(ウ)まで」とあるのは「(イ)および(ウ)」と、同号ウ(ウ)中「(ア)および(イ)」とあるのは「(イ)」と、同号オ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「ウ(イ)および(ウ)」と、同項第5号中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費または障害児入所医療費」と、同表第5項第3号イ中「第8項第1号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第8項第1号」と、同表第12項第5号中「医療機関」とあるのは「他の専門の医療機関」と、同表第17項第2号イ中「第3項第10号エ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第3項第10号エ」と、同号ウ中「第5項第4号カ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第5項第4号カ」と、同号エ中「第20項第2号」とあるのは「別

表第2第4項において準用する第18項第2号」と、同号オ中「第19項第2号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第19項第2号」と、同号カ中「第20項第2号」とあるのは「別表第2第4項において読み替えて準用する第20項第2号」と、同表第20項第2号中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費および障害児入所医療費」と、同表第21項第1号中「第3項第7号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第3項第7号」と読み替えるものとする。

表第2第4項において準用する第20項第2号」と、同号オ中「第21項第2号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第21項第2号」と、同号カ中「第22項第2号」とあるのは「別表第2第4項において読み替えて準用する第22項第2号」と、同表第22項第2号中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費および障害児入所医療費」と、同表第23項第1号中「第3項第7号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第3項第7号」と読み替えるものとする。